

奈良交通 IC カード乗車券取扱約款

1 章 総 則

(目 的)

第1条 この約款は、奈良交通株式会社（以下「当社」といいます。）が IC カードを媒体としたプリペイド乗車券および定期乗車券（以下「IC カード乗車券」といいます。）の利用者に提供するサービス内容とその利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 IC カード乗車券の取り扱いについて、当社運送約款に定めがない場合または運送約款と異なる取り扱いの場合は、この約款が優先します。

2. この約款が改定された場合、以後の IC カード乗車券による旅客の運送については、改定された約款の定めるところによります。

3. この約款に定めのない事項については、別に定めるものによります。

(用語の定義)

第3条 この約款における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「CI-CA（シーカ）乗車券」とは、当社が発売する IC カード乗車券をいいます。

(2) 「CI-CA プリペイド券」とは、プリペイド券の機能のみをもつ CI-CA 乗車券をいいます。

(3) 「小児用 CI-CA」とは、6 歳以上 12 歳未満の小児に対して発売する CI-CA 乗車券をいいます。

(4) 「特割 CI-CA」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に対して発売する CI-CA 乗車券をいいます。

(5) 「CI-CA 定期券」、「CI-CA plus 定期券」とは、券面に定期乗車券の表記をしたものであって、定期乗車券の機能のみまたは定期券とプリペイド券の機能をもつ CI-CA 乗車券をいいます。

(6) 「積み増し（チャージ）」とは、CI-CA 乗車券に入金してプリペイド金額を蓄えることをいいます。

(7) 「デポジット」とは、IC カードの利用権の代価として収受するものをいいます。

(8) 「読取機」とは、電波により IC カードからの情報を読み取りまたは書き込みするためにバス車内の乗降口に設置された装置をいいます。

(契約の成立時期)

第4条 CI-CA 乗車券による契約の成立時期は、CI-CA 乗車券を購入したときとします。

2. 個別の運送契約の成立時期は、バス車内の読取機で乗車記録をしたときとします。

(使用方法)

第5条 乗車および降車時（一部路線は乗車または降車時のみ）にバス車内の読取機に CI-CA 乗車券をふれてください。

2. CI-CA 乗車券の残額が運賃額に対し不足の場合は、CI-CA 乗車券に積み増しされるか、現金等でお支払いいただく旨を乗務員にお申し出のうえ、不足分をお支払いください。

(取扱区間)

第6条 奈良交通株式会社、エヌシーバス株式会社の CI-CA 取り扱い路線でご利用いただけます。ただし、高速バス・リムジンバス・定期観光バス路線および一部のコミュニティバス等一部の路線ではご利用できません。

(発売箇所)

第7条 CI-CA 乗車券の発売箇所は、当社が別に定めます。

(制限事項等)

第8条 1回の乗車につき、2枚以上の CI-CA 乗車券を同時に使用することはできません。

2. 他の IC カードと重ねて読取機にふれますと正しく反応しない場合があります。必ず CI-CA 乗車券1枚のみを読取機にふれてください。

3. 偽造、変造または不正に作成された CI-CA 乗車券を使用することはできません。

(制限または停止)

第9条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは次に掲げる制限または停止をすることがあります。

(1) 発売または再発行等の箇所、枚数、時間、方法の制限もしくは停止。

(2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法もしくは乗車するバス車両の制限。

2. 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

2章 基本事項

(ICカードの所有権)

第10条 CI-CA 乗車券の所有権は当社に帰属します。

2. CI-CA 乗車券が不要になったときおよびその CI-CA 乗車券を使用する資格を失ったときは、CI-CA 乗車券を返却しなければなりません。

3. 当社の都合により、予告なく貸与した CI-CA 乗車券を交換することがあります。

(デポジット)

第11条 当社は、CI-CA 乗車券を貸与する際に、デポジット（預り金）として IC カード1枚につき 500 円を収受します。ただし、CI-CA plus 定期券として貸与する IC カードについてはデポジットを収受しません。

2. CI-CA 乗車券を返却したときは、第12条、第19条および第29条に定める場合を除き、当社はデポジットを返却します。

3. デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

4. 定期券の券面表示額にデポジットは含まれません。

(CI-CA 乗車券の失効)

第12条 カードの交換、CI-CA プリペイド券の使用、積み増しまたは CI-CA 定期券、CI-CA plus 定期券の更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いが行われない場合には、当該 CI-CA 乗車券は失効します。

2. 前項により失効した CI-CA 乗車券の積み増し額およびデポジットの返金を請求することはできません。

(利用履歴の確認)

第13条 CI-CA乗車券の利用履歴は、案内所窓口で確認できます。なお、利用履歴の確認は、直近の20件までです。

2. 履歴の確認内容は、利用日時、利用金額および利用区間です。

3. お客様登録したカードは本人以外に履歴の開示をしません（本人であることの証明が必要です）。

(機器類の故障時)

第14条 万が一、機器類（バス車内の読取機など）が故障した場合は、乗車区間の運賃はCI-CA乗車券以外の現金等でお支払いいただきます。

3章 CI-CAプリペイド券

(積み増し)

第15条 CI-CAプリペイド券およびCI-CA定期券、CI-CA plus定期券のプリペイド機能は、案内所窓口、バス車内および自動積み増し機により所定の金額を積み増しすることができます。

2. CI-CAプリペイド券およびCI-CA定期券、CI-CA plus定期券のプリペイド機能の積み増し金額は、普通1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、ひまわり1,000円、2,000円、3,000円の各券種単位で取り扱いします。

3. CI-CA plus定期券を解約された場合、そのICカード乗車券に新たな積み増しはできません。

(残額の確認)

第16条 CI-CAプリペイド券およびCI-CA定期券、CI-CA plus定期券のプリペイド機能の残額は、バス車内の読取機および案内所窓口の機器により確認ができます。

(運賃の減算)

第17条 CI-CAプリペイド券を利用される場合には、乗車時または降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃相当額を減額します。なお、小児用CI-CA、特割CI-CAを利用される場合は、割引後の額を減額します。

(効力)

第18条 CI-CAプリペイド券は、片道1回の乗車に限り有効なものとしします。

2. 途中下車の取り扱いはいたしません。

3. 小児、割引運賃適用の方および複数人でご利用の場合は、乗務員が操作しますので、精算前にお申し出ください。

(無効となる場合)

第19条 CI-CAプリペイド券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。
この場合、デポジットは返金しません。

(1) 小児用CI-CAおよび特割CI-CAで、使用資格のない方が利用した場合

(2) 偽造、変造または不正に作成されたCI-CAプリペイド券を所持している場合

(3) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第20条 第19条の各号の一に該当する場合は、乗車地からの区間に対する普通旅客運賃と、これと同額の割増運賃を合わせて収受します。

2. 前項の規定により旅客運賃・割増運賃を収受する場合において、乗車地が判明しないときは当該運行系統または区間の始発停留所からの乗車とみなします。

(お客様登録)

第21条 CI-CA プリペイド券は希望者に対してお客様登録をします。お客様登録は案内所窓口で所定の用紙に必要事項を記入し、CI-CA プリペイド券に個人データを記録することに同意のうえ登録します。

(再発行)

第22条 CI-CA プリペイド券は以下の場合に再発行をします。

(1) お客様登録されている方で、かつ紛失あるいは盗難にあった CI-CA プリペイド券について案内所窓口で使用停止の手続きをされた方に対し、新規の CI-CA プリペイド券を再発行します。なお、処理の都合上、再発行は使用停止手続きの3営業日以降となり、残額確定時点の残額にて再発行いたします。その際、再発行手数料として1券種につき210円とデポジット500円が必要です。また、使用停止手続きを受けた後これを取り消すことはできません。

(2) 破損等により利用できなくなった場合は、当該 CI-CA プリペイド券を案内所窓口に提出することにより再発行します。なお、処理の都合上、再発行は使用停止手続きの3営業日以降となり、残額確定時点の残額にて再発行します。この場合、残額は引継ぎますが、旅客に責がある場合は、再発行手数料として1券種につき210円とデポジット500円が必要です。ただし、旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規購入となります。この場合、残額は引継ぎできません。

(当社の免責事項)

第23条 紛失あるいは盗難にあった CI-CA プリペイド券の使用停止手続きが完了するまでの間に、当該 CI-CA プリペイド券の払い戻しや使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

(払い戻し)

第24条 CI-CA プリペイド券が不要になった場合は、案内所窓口に提出することにより、当該 CI-CA プリペイド券の残額の払い戻しを請求することができます。この場合手数料として、1券種につき210円を申し受けます。残額が210円以下の場合は、デポジット500円のみ払い戻しとなります。なお、プレミアム相当額は払い戻しの対象となりません。

お客様登録されたカードの払い戻しは、所定の申し込み用紙に必要事項をご記入ください。身分証明書のご提示が必要です。

4章 CI-CA 定期券

(発売)

第25条 CI-CA 定期券の購入申し込みがあった場合は、案内所窓口にて所定の用紙に必要事

項を記入し提出された旅客に対し、次の発売条件に該当する CI-CA 定期券を発売します。

- (1) 学生（通学）定期券…学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 39 条に規定する保育所または当社の指定する学校に通学または通園する者に対して発売します。
- (2) 通勤定期券…（1）以外の旅客に対して発売します。

なお、各定期券の割引率、区間、期間、利用条件、その他割引の適用等については、別に定める当社規定によります。

（運賃の減算）

第 26 条 有効期限内の CI-CA 定期券を使用し、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車（乗り越し）として取り扱い、別途乗車区間の普通運賃を収受します。

2. 有効期限の開始前および有効期限の終了日翌日以降は、定期券としての効力はなく、プリペイド機能として積み増しされている金額から乗車区間に対する普通運賃を収受します。

（再印字）

第 27 条 CI-CA 定期券は、その券面記載事項が不明となったときは、使用することができません。

2. 券面記載事項が不明となった CI-CA 定期券は、案内所窓口で券面記載事項の再印字を請求することができます。

（効力）

第 28 条 CI-CA 定期券は、券面に記載の方以外は使用できません。CI-CA 定期券のプリペイド機能についても同様です。ただし、大人通勤定期券は記名人以外でもご利用いただけます。（持参された方 1 名に限ります。）

（無効となる場合）

第 29 条 CI-CA 定期券は次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返金しません。

- (1) 券面に記載の方以外が使用されたとき（大人通勤定期券は除く）
- (2) 偽造、変造または不正に作成された CI-CA 定期券を所持している場合
- (3) その他不正乗車の手段として使用した場合

（不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等）

第 30 条 第 29 条の各号の一に該当する場合は、当社運送約款の規定により定められた旅客運賃・割増運賃を収受します。

（再発行）

第 31 条 CI-CA 定期券は以下の場合に再発行をします。

- (1) 紛失あるいは盗難にあったカードについて、案内所窓口で使用停止の手続きをされた方に対し、同一券種にて新規の CI-CA 定期券を再発行します。なお、処理の都合上、定期券部分は即日再発行可能ですが、プリペイド機能部分の残額移行は使用停止手続きの 3 営業日以降となります。この際、手数料 520 円とデポジット 500 円を申し受けます。また、使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- (2) 破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを案内所窓口に提出することにより同一券種にて再発行します。なお、処理の都合上、定期券部分は即日再発行可能ですが、プリペイド機能部分の残額移行は使用停止手続きの 3 営業日以降となります。こ

の場合、プリペイド機能の残額は引継ぎますが、旅客に責がある場合は、手数料 520 円とデポジット 500 円が必要です。ただし、旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し、新規購入となります。この場合、プリペイド機能の残額は引継ぎできません。

(当社の免責事項)

第 32 条 紛失あるいは盗難にあった CI-CA 定期券の使用停止手続きが完了するまでの間に、当該定期券の払い戻しで生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

(払い戻し)

第 33 条 CI-CA 定期券が不要になった場合は、案内所窓口に提出することにより、当社の運送約款の規定により算出された当該 CI-CA 定期券残額の払い戻しを請求することができます。この場合、手数料として、1 枚につき 520 円を申し受けます。

払い戻しは、所定の申し込み用紙に必要事項をご記入ください。身分証明書のご提示が必要です。

5 章 CI-CA plus 定期券

(発 売)

第 34 条 CI-CA plus 定期券の購入申し込みがあった場合は、当社が運営する WEB 販売サイト（以下「EC サイト」といいます。）にて必要事項を入力した旅客に対し、次の発売条件に該当する CI-CA plus 定期券を発売します。

(1) 学生（通学）定期券

(2) 通勤定期券

なお、各定期券の有効期間は毎月 1 日から末日までの月極式とし、利用初月については月途中から利用を開始できるものとします。この場合、当社規定により算出された額を当該月の運賃として申し受けます。割引率、区間、期間、利用条件、その他割引の適用等については、別に定める当社規定によります。

2. 発売条件については、第 25 条に準じます。

(定期券購入証明の発行)

第 35 条 当社は CI-CA plus 定期券の購入後から解約までの間、毎月定期券購入証明を登録いただいたメールアドレスにお送りいたします。CI-CA plus 定期券をご利用の際は、その内容を確認できるものを携行し、乗務員から提示を求められた場合はご提示ください。ご提示いただけない場合、当該 CI-CA plus 定期券でのご利用をお断りする場合があります。

(運賃の減算)

第 36 条 有効期間内の CI-CA plus 定期券を使用し、券面表示金額を超える区間を乗車する場合は、当該乗車区間の運賃から券面表示金額を差し引いた差額を収受します。

2. 有効期間の開始前および解約後の CI-CA plus 定期券は、定期券としての効力はなく、プリペイド機能として積み増しされている金額から乗車区間に対する普通運賃を収受します。

(再印字)

第 37 条 CI-CA plus 定期券は、その券面記載事項が不明となったときは、使用することができません。

2. 券面記載事項が不明となった CI-CA plus 定期券は、案内所窓口で券面記載事項の再印字を請求することができます。

(効 力)

第 38 条 CI-CA plus 定期券の効力については、第 28 条に準じます。

(無効となる場合)

第 39 条 CI-CA plus 定期券は第 29 条のいずれかの行為に該当する場合は、無効として回収します。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第 40 条 第 39 条に該当する場合は、当社運送約款の規定により定められた旅客運賃・割増運賃を収受します。

(再発行)

第 41 条 CI-CA plus 定期券は以下の場合に再発行をします。

(1) 紛失あるいは盗難にあったカードについて、案内所窓口で使用停止の手続きをされた方に対し、同一券種にて新規の CI-CA plus 定期券を再発行します。なお、処理の都合上、定期券部分は即日再発行可能ですが、プリペイド機能部分の残額移行は使用停止手続きの 3 営業日以降となります。この際、手数料 520 円を申し受けます。また、使用停止手続きを受け付けた後、これを取り消すことはできません。

(2) 破損等により利用できなくなった場合は、当該カードを案内所窓口に提出することにより同一券種にて再発行します。なお、処理の都合上、定期券部分は即日再発行可能ですが、プリペイド機能部分の残額移行は使用停止手続きの 3 営業日以降となります。この場合、プリペイド機能の残額は引継ぎますが、旅客に責がある場合は、手数料 520 円が必要です。ただし、旅客の故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し、新規購入となります。この場合、プリペイド機能の残額は引継ぎできません。

(当社の免責事項)

第 42 条 紛失あるいは盗難にあった CI-CA plus 定期券の使用停止手続きが完了するまでの間に、当該定期券の解約で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

(解約)

第 43 条 利用開始日経過後、契約期間中（月途中）の解約はできません。契約期間を延長されない場合は、別に定める当社規定により、当月末日の 12 時（正午）までに EC サイトから解約手続きをしていただければ、翌月分から解約となります。

付 則

この約款は、令和 5 年 2 月 1 日から施行します。